



# 誰もが不安なく、まっすぐ働ける 職場環境を守るために。

不法就労通報報奨金制度の適正な運用のための通報ガイドラインを制定しました

## 受け付ける情報

### 不法就労を助長している 「事業者」等に関する情報

- ✓ 不法就労者を雇用している事業者
- ✓ 「不法就労者を雇わないか」との勧誘
- ✓ 「不法就労者を雇用している」と周囲に言い触らしている事業者

「誰が、どこで不法就労者を雇用しているか」という具体的な情報をお寄せください。

## 対象外となる情報

### 「個人」の属性や生活上の問題

- ✗ 「見た目」や「国籍」のみを理由とした通報
- ✗ ゴミ出しのルール違反、生活騒音等
- ✗ 資格外活動許可の範囲内での労働

差別や誹謗中傷を目的とした通報や虚偽の通報などの悪意のある通報は、一切受け付けません。

## 通報前のセルフチェック

- その内容は「事実」に基づいていますか？（推測ではありませんか？）
- 対象は「事業者やブローカー」ですか？（個人への攻撃ではありませんか？）
- 通報の仕方をご存じですか？（専用のシステムからの通報のみ受け付けます）



## 適切な通報の例

✓ 勤務先で不法就労者が働いていることを知った。



✓ 知人から不法就労者を雇用しないかと持ち掛けられた。



✓ 同業者が、不法就労者を雇用していると言いつつ触らしている。



※ 提供された情報に関する調査状況、警察への情報提供の有無等についてのお問合せには、通報者本人を含め一切応じられませんので御注意ください。

## 受付対象外となる例



近所の農場に外国人がたくさんいる。  
(不法就労であると  
の根拠無し)



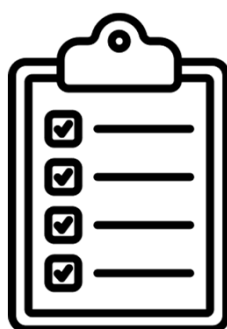
外国人住民の生活騒音（深夜の話し声・音楽・足音等）で迷惑している。



外国人の公共交通機関でのマナーが悪い。  
(電車内での大声の会話等)



留学生が短時間のアルバイトをしている。  
(資格外活動許可の範囲内（全勤務先合計で28時間以内）であれば適法)



## 通報時に必要な情報

- ・ 事業者名
- ・ 事業所所在地
- ・ 不法就労が行われている場所
- ・ 具体的な状況（いつ、どこで）
- ・ 根拠となる資料（あれば）

通報の方法及び本ガイドラインの詳細について、県HPでご確認いただけます



お問い合わせ先

茨城県 産業戦略部 労働政策課 外国人適正雇用推進室  
電話:029-301-3849 E-mail:rousei8@pref.ibaraki.lg.jp

※ 本チラシ表面のイラストは、生成AIを使用して作成しました。